

特例免除制度をご活用ください

■問合せ
室蘭年金事務所
(お客様相談室)
☎0143-50-1004
住民課住民・戸籍
年金グループ
☎74-3002

所得を除外して審査を行い、保険料の納付が免除されます。配偶者、世帯主に一定以上の所得があるときは、保険料免除が認められない場合もあります。

■手続きに必要なもの

①年金手帳または基礎年金番号がわかるもの
②印鑑(認印可)
③失業していることを確認できる公的機関の証明の写し(雇用保険受給資格者証、離職票等)

劇場型勧誘に注意しましょう

■問合せ
水産・振興課
産業振興グループ
☎74-3005



近年、複数の業者が役回りをつとめて消費者をだまそうとして、「劇場型勧誘」が多発しています。昨年12月に町内でも電話による詐欺未遂事件が起きています。

突然の電話で慌てがちになりますが、こうした勧誘の電話がかかってきたら、相手にせずすぐに電話を切ってください。



さい。公的機関を名乗るなど、不審な電話には十分注意してください。

◆事例 一人暮らしの母に公的機関を名乗って電話があった。

「東日本大震災のボランティア名簿にあなたの名前が入っている。名簿から削除するには国の機関から付与された個人情報番号が必要になる」と個人情報番号を伝えられた。その後、ボランティア団体を名乗る人物から電話があり、個人情報番号を教えろとしようとしたので教えたところ、今度は国の機関を名乗る電話があり、「勝手に個人情報番号を教えたので損害賠償問題だ。キャッシュカード番号を教えろ」と言われた。母は怪しいと思い電話を切ったので被害はなかったが、詐欺電話ではなかったのか。

行政に関わる くらしの無料 相談会開催

■問合せ
住民課住民・戸籍
年金グループ
☎74-3002

相続手続き、遺言書の作成や、契約手続き、また官公署に提出する書類の作成などの相談に応じます。事前の予約は不要です。

■日時 2月18日(土)
9時30分～12時

■場所 あぶた母と子の館
研修室

■問合せ
北海道行政書士会
室蘭支部(☎76-3538・担当後藤) / 役場住民課
住民・戸籍年金グループ(☎74-3002)

■主催
北海道行政書士会
室蘭支部

無料法律相談会 開催

■問合せ
住民課住民・戸籍
年金グループ
☎74-3002

金銭、相続、夫婦間、交通事故、消費者問題のトラブルなどの相談に応じます。必ず2日前の17時までに事前予約してください。定員(3人)になり次第締め切ります。

■日時 2月16日(木)
13時30分～15時

■場所 虻田ふれ合いセンター

■担当 高村真人弁護士
(むろらん法律事務所)

■日時 3月2日(木)
13時30分～15時

■場所 観光情報センター
阿部洋介弁護士
(北海道みらい法律事務所)

